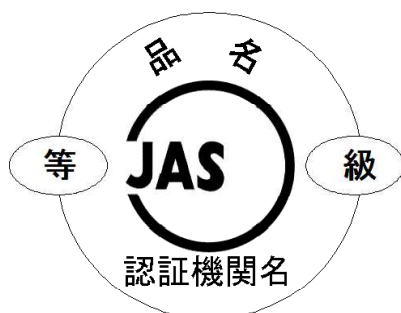


集成材の格付の表示の様式及び表示の方法

全部改正：平成8年2月14日農林水産省告示第196号
 一部改正：平成12年6月9日農林水産省告示第823号
 一部改正：平成15年3月28日農林水産省告示第542号
 一部改正：平成17年12月27日農林水産省告示第1999号
 一部改正：平成19年9月25日農林水産省告示第1152号
 一部改正：平成24年9月19日農林水産省告示第2188号
 最終改正：平成30年3月29日農林水産省告示第686号

一 様式

1 造作用集成材及び化粧ばり造作用集成材



- (1) 外円の直径は、35mmとし、内円の内側の直径は、18.5mmとする。
- (2) 内円の厚さは、1.5mmとする。
- (3) JASの文字の高さは、7mmとする。
- (4) 等級の円の長径は、12mmとし、短径は、8mmとする。
- (5) 等級を表す文字の高さは、5mmとする。
- (6) 等級は、1等又は2等の別を記載する。
- (7) 文字（等級を表す文字を除く。）及び縁の色は、白とし、その他の部分の色は、次の表に掲げる品目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる標準色とする。

品名	標準色
造作用集成材	黄色
化粧ばり造作用集成材	緑色

- (8) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- (9) 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあっては、次のとおりとする。
 - ア 外円の直径は、35mm以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の53/100とする。
 - イ (2)から(5)までについては、外円の直径を35mm超とするときは、(1)に規定する外円の直径に対する、アの規定による外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。
 - ウ 印字は、黒色の単一色とする。

2 化粧ばり構造用集成柱



- (1) 外円の直径は、35mmとし、内円の内側の直径は、18.5mmとする。
- (2) 内円の厚さは、1.5mmとする。
- (3) JASの文字の高さは、7mmとする。
- (4) 文字及び縁の色は、白とし、その他の部分の色は、ピンク色とする。
- (5) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- (6) 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあっては、次のとおりとする。
 - ア 外円の直径は、35mm以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の53/100とする。
 - イ (2)及び(3)については、外円の直径を35mm超とするときは、(1)に規定する外円の直径に対する、アの規定による外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。
 - ウ 印字は、黒色の単一色とする。

3 構造用集成材



- (1) 外円の直径は、35mmとし、内円の内側の直径は、18.5mmとする。
- (2) 内円の厚さは、1.5mmとする。
- (3) JASの文字の高さは、7mmとする。
- (4) 文字及び縁の色は、白とし、その他の部分の色は、青色とする。
- (5) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- (6) 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあっては、次のとおりとする。
 - ア 外円の直径は、35mm以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の53/100とする。
 - イ (2)及び(3)については、外円の直径を35mm超とするときは、(1)に規定する外円の直径に対する、アの規定による外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。
 - ウ 印字は、黒色の単一色とする。

二 表示の方法

- 1 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱
格付の都度、各本又は各こりごとに、見やすい箇所に、貼付し、又は押印するものとする。
- 2 構造用集成材
格付の都度、各本又は各こりごとに、見やすい箇所に、貼付し、又は押印するものとする。

附 則

平成8年1月29日農林水産省告示第111号（構造用集成材の日本農林規格を定める件）附則第2項の規定に基づき従前の例に

より格付を行うこととされる構造用大断面集成材及び平成8年1月29日農林水産省告示第112号（集成材の日本農林規格の一部を改正する件）附則の規定に基づき従前の例により格付を行うこととされる集成材の格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例によることができる。

改正文（平成12年6月9日農林水産省告示第823号）抄
平成12年6月10日から施行する。

附則（平成15年3月28日農林水産省告示第542号）
この告示は、平成15年3月29日から施行する。

附則（平成17年12月27日農林水産省告示第1999号）
（施行期日）

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「旧法」という。）第14条第1項の規定により条例で定めるところにより農林物資の格付に関する業務を行っている都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター、改正法の施行の際現に旧法第16条第2項の規定により農林水産大臣の登録を受けている法人、旧認定製造業者（改正法附則第6条第1項に規定する旧認定製造業者をいう。）、旧認定生産行程管理者（改正法附則第6条第2項に規定する旧認定生産行程管理者をいう。）、旧認定小分け業者（改正法附則第7条第1項に規定する旧認定小分け業者をいう。）、旧認定輸入業者（改正法附則第8条第1項に規定する旧認定輸入業者をいう。）、旧登録外国格付機関（改正法附則第11条第1項に規定する旧登録外国格付機関をいう。）、旧認定外国製造業者（改正法附則第12条第1項に規定する旧認定外国製造業者をいう。）、旧認定外国生産行程管理者（改正法附則第12条第2項に規定する旧認定外国生産行程管理者をいう。）又は旧認定外国小分け業者（改正法附則第13条第1項に規定する旧認定外国小分け業者をいう。）が、改正法附則第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項若しくは第2項、第7条第1項、第8条第1項、第11条第1項、第12条第1項若しくは第2項又は第13条第1項の規定に基づき格付を行う場合における格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例によることができる。

附則（平成19年9月25日農林水産省告示第1152号）抄
（施行期日）

第1条 この告示は、公布の日から起算して90日を経過した日から施行する。

最終改正の改正文（平成30年3月29日農林水産省告示第686号）抄
平成30年4月1日から施行する。